

中小企業の振興に関するかごしま県民条例

〔平成 24 年 10 月 12 日〕
〔鹿児島県条例第 40 号〕

鹿児島県は、二つの半島と多くの離島からなる南北約 600 キロメートルに及び広大な県土に、豊かな自然を有し、近代日本の先駆けとなった産業や誇りある多様な文化を育んできた。こうした地域の特性や資源等を生かして中小企業は創業され、現在、県内企業のうち企業数で 99.9 パーセント、従業員数の約 90 パーセントを占め、地域社会の維持や雇用の確保など県民の生活を支える重要な存在であるとともに、地域の歴史、伝統、文化の継承にも大きな役割を果たしてきている。

しかしながら、国際的競争の激化、急速に進む少子高齢化、人口減少などにより、中小企業は、極めて厳しい経営環境に置かれている。そのことは、地域社会の連帯感の希薄化と相まって地域社会全体にも大きな影響を及ぼしている。

このような中、九州新幹線の全線開業、新たな国際航空路線の開設など、国内外との交流が拡大している。これを契機に、中小企業は、時代のニーズを的確に捉え、本県の基幹産業である農林水産業との連携など地域資源の有効活用や本県独自の商品の開発、東アジアなど海外も視野に入れた事業の展開や販路等の拡大に取り組む必要がある。そのために、県、市町村、中小企業関係団体、大企業者、県議会、県民、大学等が連携して中小企業の振興を支え、活力ある地域社会づくりにつなげていかなければならない。

その決意の下に、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、中小企業が地域社会において果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、基本理念及び基本方針を定めるとともに、県の責務等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって地域経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げるもので、県内に事務所又は事業所を有するものをいう。

- (2) 中小企業関係団体 県内に事務所を有する商工会，商工会議所その他の中小企業に関係する団体をいう。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の会社及び個人であって事業を営み，県内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (4) 大学等 県内に所在する大学及び高等専門学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校をいう。）その他の研究機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は，中小企業者の創意工夫及び自主的な努力を基本として図らなければならない。

- 2 中小企業の振興は，中小企業が地域経済の活性化及び雇用の確保に貢献し，地域社会の担い手として県民の生活を支える重要な存在であるという基本的認識の下に図られなければならない。
- 3 中小企業の振興は，優れた人材，豊かな自然に育まれた資源，蓄積された高い技術力等地域の特性を生かして推進されなければならない。

（基本方針）

第4条 県は，前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり，次に掲げる基本方針に基づき，中小企業の振興に関する施策を講ずるものとする。

- (1) 経営の革新及び経営基盤の強化を図ること。
- (2) 創業及び新たな事業活動の促進を図ること。
- (3) 資金供給の円滑化を図ること。
- (4) 事業活動を担うべき人材の育成及び確保を図ること。
- (5) 研究開発の促進並びに産学官及び産業間の連携の促進を図ること。
- (6) 知的財産の創造，保護及び活用の促進を図ること。
- (7) 農商工等連携及び6次産業化の促進を図ること。
- (8) 地域の多様な資源，特性等を生かした事業活動の促進を図ること。
- (9) 地域の中小企業への受注機会の増大を図ること。
- (10) 中小企業の振興に資する企業立地の促進を図ること。
- (11) 障がい者の雇用機会，男女の均等な雇用機会等を確保する環境の整備を図ること。
- (12) 安心して子どもを生み，育てることができる雇用環境の整備を図ること。
- (13) ものづくり体験等による地域の中小企業への理解の促進を図ること。
- (14) 環境に配慮した事業活動の促進を図ること。
- (15) 国際的視点に立った事業展開の促進及び販路等の拡大を図ること。

(県の責務)

第 5 条 県は、前条の基本方針を踏まえ、前条の規定により講ずる中小企業の振興に関する施策（以下「中小企業振興施策」という。）についての毎年度の推進計画（以下「年度推進計画」という。）を策定し、及び実施するものとする。

2 県は、年度推進計画を策定したときは、遅滞なく、これを県民に公表するものとする。

3 県は、中小企業振興施策を推進するに当たっては、国、市町村、中小企業者、中小企業関係団体、大企業者、大学等及び金融機関と連携して取り組むものとする。

(中小企業者の努力)

第 6 条 中小企業者は、基本理念にのっとり、自主的にその経営の向上を図るよう努めるものとする。

2 中小企業者は、地域住民と連携して地域の活性化に資するよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の役割)

第 7 条 中小企業関係団体は、基本理念にのっとり、中小企業の経営の向上に積極的に取り組むとともに、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(大企業者の役割)

第 8 条 大企業者であって、その事業に関し中小企業と関係があるものは、基本理念にのっとり、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(大学等の役割)

第 9 条 大学等は、基本理念にのっとり、人材の育成及び研究の成果の普及を通じて、中小企業振興施策の実施に協力するよう努めるものとする。

(県議会の役割)

第 10 条 県議会は、基本理念にのっとり、中小企業の振興に関し、知事等の事務の執行の監視及び評価、政策立案並びに政策提言に努めなければならない。

(県民の理解と協力)

第 11 条 県民は，中小企業の振興が，地域経済の活性化，雇用の確保及び県民生活の向上に寄与することを理解し，その健全な発展に協力するよう努めるものとする。

(市町村に対する支援)

第 12 条 県は，市町村が中小企業の振興に関する施策を実施する場合は，情報提供，助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(調査及び研究)

第 13 条 県は，中小企業振興施策を効果的に推進するために必要な調査及び研究を行うものとする。

(中小企業者等の意見の反映)

第 14 条 県は，中小企業者，中小企業関係団体等と協議するなど，毎年度その意見を聴く機会を設け，中小企業振興施策に反映するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 15 条 県は，中小企業振興施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

- 1 この条例は，公布の日から施行する。
- 2 この条例は，社会経済情勢の変化に対応して，中小企業の振興を図る観点から，適宜，適切な見直しを行うものとする。